

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表: 2020年 4月 1日

事業所名 淡路こども園

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		定員30人に対してスペースは十分にあり、子供の状況に合わせて、場所を分けたり、部屋の使い方を工夫しています。	
	2	職員の配置数は適切である	○		各クラスとも子ども4人に職員1人以上の人員配置で、個別対応の子どもについても体制を取っています。	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている		○		建物の老朽化であちこちの不具合が多く、積極的に立て替えを見据えて、緊急性のある物から修繕していく予定です。(特に水回り等)
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		ドアノブ、テーブル、イス等の消毒を毎日行い、掃除等を心がけています。おもちゃの消毒も定期的に行っています。また、保育中出したおもちゃの後片付けに留意し、ケガ防止に努めています。	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	△			PDCAサイクルの取りくみを更に進めていきます。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		毎年、評価票の提出をお願いします。評価の結果をもとに、全職員で話し合い改善に取りくんでいます。	
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		H29年度より事業者向け自己評価票、保護者向けの評価票の結果をふまえ、支援の質の評価及び改善の内容をホームページで公開しています。	令和元年度の自己評価表、保護者向けの評価表の結果は、令和2年4月1日にホームページにて公開致します。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		第三者による外部評価はしておりませんが必要であれば検討いたします。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		園内、園外、法人全体等、研修の機会が多いです。	職員の主体的な研修参加を目標に、本人の意向を聞いて、参加内容を決めていきたいです。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		アセスメントを十分に行うようにして、計画を立て、関係職員で確認した後、保護者にも説明し、修正部分があれば再作成する等しています。	
	11	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		対人面、コミュニケーションを中心に、各領域の発達状況を把握した上で支援しています。	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		それぞれの項目に子どもの状況と具体的な支援内容を書くようにしています。	具体的にわかりやすくという点で、表記が不十分なところがありますので、改善いたします。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		支援計画を子供に関わる職員同士で確認し、支援についても同じ方向を向いてしています。	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○			なるべくチームで時間を作り、立案するようにはしていますが、不十分な事もあるので改善が必要です。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		毎月プログラムの見直しをしながら、次月の予定を立てています。	子ども本人の意見も取り入れ、プログラムを立てて行きたいです。
16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		子どもの発達状況に応じた支援計画を作成し、本人に無理を強いらず、職員との関係をもとに小集団の活動をカウンセリング的な個別対応を組み合わせています。	個別活動になりがちであるので、集団活動を実施するにあたり、職員間で連携を取れるようにします。	

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	△		打合せ時間が諸事情で十分に取れない時もあります。保育案、計画についての話し合いは不十分なので、どこで時間をとるかも含めて改善します。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○	報告、連絡、相談を心がけて、情報共有に努めています。毎日、振り返りの時間が十分に取れない事や職員が全員揃わない時もありますので、記録した物を回覧する等工夫していきます。	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○	子どもの状況を把握するために、記録は重要なので、きちんと取るようにしています。	記録抜けがないか、一月毎にチェックしていきます。
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○	子どもの状況に合わせて、その都度話し合い、対応改善をしています。	子どもによって、家庭の状況によって、モニタリングの頻度の見直しを行うようにします。
関係機関や保護者との連携	21	障がい児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○	子どもに関わる職員を中心に、担当者会議を行っています。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○	なるべく他機関と共同で地域支援を実践するように心がけています。	行政や放デイとの連絡は、電話連絡をする事が多いですが、担当者が変わると引継ぎが不十分で積み重ねになりにくく、やり方を工夫していきたいです。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている			
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○	現在、医療的ケアが必要な子どもはいませんが、週2回看護師を配置しています。医療について保護者の相談にのる事と、主治医との連絡をこまめに取っています。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	お互いに事業所や就園、就学先を訪問し、支援経過を伝えたり、配慮すべき点を確認しています。	就園先によって、連携のしやすさ、しにくさ、考え方の違いがあります。将来に向けて本人主体の視点を共有していきたいです。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	以前に比べると、連携できるようになってきています。	学校との連携はそれぞれの学校によってかなり差があります。家族が間に立って困らないように配慮していきます。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障がい者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○	何かあればセンター同士が連絡を取り合い、情報共有も含めて助言を求めています。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	△	交流保育を行っていますが対象児を限定しています。交流の回数は、多くありませんが実施しています。	こども園の隣が公立の保育所なので、日頃からもっと交流していきたいと思いますが、色んな制約で年々、交流しにくくなっていますので、改善できたらと思います。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○	東淀川区の自立支援協議会こども部会の部会長として運営に備わっています。	福祉と教育は不十分ながらも、連携が取れるようになっていますが、医療との接点がありません。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○	親子通園が基本なので、毎日顔を合わせて話をしています。子どもの状況確認に努め、連絡帳の活用もしています。	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○	親子通園で、保育と一緒に入っていただいてその場で助言したり、子育てセミナー個別相談など、子どもを理解する視点を共有しています。	母親だけでなく、父親や祖父母を対象に、勉強会を行う等、本人の周りの家族みんなで、同じ方向性を持って、協力し合うことを目標にしています。
32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○	契約時に時間をかけて、丁寧に説明するようにしています。		
33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○	作成した個別支援計画について時間を作って、丁寧に説明、確認し、同意を得ています。		

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
保護者への説明責任等	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		個別相談、グループ相談、勉強会等の他、家庭訪問等を行い、それぞれの子どもや家庭の状況に応じて助言・支援をしています。	職員だけでなく、保護者同士と一緒に考える、助言し合う、支え合う関係も目指しています。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		各クラスより、リーダーを選出し、保護者同士の親睦を深める目的で、茶話会、食事会を行っています。	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		子どもや保護者からの相談、申入れには、適宜対応しています。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		園だよりやホームページ、法人の会報誌、後援会の会報誌を発刊して、情報発信に努めています。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○		個人情報のファイルについては、鍵のかかる書庫に保管し、個人情報同意書を取り、適切に扱っています。	若干名、同意書の説明を繰り返しているが、なかなか理解が難しかったり、取れないところがあります。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		子どもの発達状態に合わせて、わかりやすさに留意し、写真や絵、実物、音の大きさ等工夫しています。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		地域の住民向けにおまつりを開放したり、地域の行事に出店したり、こども食堂に職員が手伝いに行く等して、顔の見える関係作りに努めています。	
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	△		マニュアルは保護者が見やすい場所に設置しています。	周知の徹底に努めます。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		それぞれの災害を想定して、毎月一回訓練を行っています。	事前に打合せをして実施しているが、抜き打ちでの訓練をしていきたいです。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		てんかん等、病気については、看護師を中心に聞き取り、記録をして情報共有に努めています。	原則、こども園で服薬支援をすることはありません。家庭での服薬状況については、定期的に確認しています。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		現在アレルギー対応の子どもはいません。てんかん発作等については提示していただいています。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		ヒヤリハットの事案があった場合、職員全員で周知し、対策を話し合い、必ず記録を残すようにしています。	年内の研修計画に取り組み、ヒヤリハットの事例集をもとに研修を行っていきます。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		研修の中で、特に力を入れており、施設内、外の研修も含めて、積極的に行っています。また、職員同士で話し合いを行っています。意識改革に効果的です。	施設内での、対応の見直しも含めて、虐待に直結しない事業でも、困っている、対応に苦勞している事例を出し合っ、一緒に考えていく機会を持ち、全員で共有することで、虐待防止に努めたいです。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		車イス利用の身体拘束については、事前に同意書を取ると共に、車イス利用時間利用理由等を記録に残すようにしています。	

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は事業所全体で行った自己評価です。